

令和3年度5月補正予算の主な事業

参 考 資 料

徳 島 県

目 次

	頁
1 業と雇用を守る	
(1) 新型コロナウイルス感染症対策（飲食店等感染拡大抑止対策） 飲食店営業時間短縮協力金支給事業	1
2 暮らしと命を守る	
(2) 新型コロナウイルス感染症対策（飲食店等感染拡大抑止対策）【P.1再掲】 ㊦ 感染拡大予防徳島モデル事業	
(3) ㊦ 新型コロナウイルス感染症対策（ワクチン接種体制の強化） ㊦ ワクチン大規模集団接種事業	2
(4) 新型コロナウイルス感染症対策（検査体制等の強化） 感染症流行予測・発生動向調査事業 ㊦ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校等一斉検査事業	3
(5) 新型コロナウイルス感染症対策（医療提供体制の強化） 救急・周産期・小児医療機関の感染拡大防止等支援事業 軽症者等の療養体制確保事業	4
(6) ㊦ コロナに負けない！女性つながりサポート事業	5
(7) ㊦ 県内学生とくしまぐらし応援プロジェクト	6
(8) 退所児童自立支援資金貸付事業	7
(9) 生活福祉資金貸付金	8
(10) 住まいのセーフティネット緊急対策事業	9

新型コロナウイルス感染症対策（飲食店等感染拡大抑止対策）



【令和3年度5月補正予算額 3,070,000千円】

- 1 目的
- 新型コロナウイルス、特に感染力の強い変異株の感染急拡大が続いており、近隣府県において「緊急事態宣言」が延長されるなど、本県の感染拡大防止に向けた勝負所を迎えている。このため、飲食店への「営業時間短縮要請」を延長したことに伴い、時短要請に協力いただく飲食店に協力金を支給する。
- また、飲食店をはじめとする事業所への巡回指導の強化等による「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカー」の取組みの徹底を図るとともに、人の流れを見える化する「人流調査」を併せて実施することで、効果的な感染拡大抑止対策を展開する。

2 事業内容

(1) 飲食店営業時間短縮協力金支給事業 3,000,000千円

- 対象業種 営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店
- 対象期間 令和3年5月12日（水）～令和3年5月31日（月）
- 協力金
 - 【中小企業（個人事業者含む）】
 - ・前年等の「売上高」に応じ1日あたり3万円・4万円～7.5万円を支給
 - 【大企業】
 - ・前年等からの1日あたり「売上高減少額」×0.4/日（1日あたり上限「20万円」または「前年等の売上高×0.3」のいずれか低い額）を支給

(2) (新) 感染拡大予防徳島モデル事業 70,000千円

- 「感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカー」の取組みの徹底による感染拡大予防
 - ①「ガイドライン」実践店への巡回指導の強化
 - ②「ガイドライン」実践状況に関する県民からの情報提供窓口の設置
- 「人流調査」の実施
 - ①県内各地点における人流の増減等を分析
 - ②県外からの来訪者数等を分析

担当：危機管理政策課

③ 新型コロナウイルス感染症対策（ワクチン接種体制の強化）



【令和3年度5月補正予算額 880,000千円】

1 目的 感染拡大を抑え、県民の命と健康、そして産業、雇用、暮らしを守るため、65歳以上高齢者への新型コロナワクチン接種の7月末完了に向けて、「県主導」の大規模集団接種会場を運営する。
また、市町村での集団接種を円滑に推進するため、時間外・休日の医療従事者派遣を支援する。

2 事業内容 (1) 「県主導」の大規模集団接種会場運営 600,000千円

- 市町村と連携して高齢者のワクチン接種を早期に完了させるため、県医師会、県看護協会等の支援のもと、ワクチンの接種体制を構築し、市町村の接種を補完するための「県主導」の大規模集団接種会場を運営

(2) 市町村の集団接種における医療従事者派遣支援 280,000千円

- 市町村での集団接種において、時間外・休日に医療機関が医療従事者を派遣した場合に医療機関を支援

新型コロナウイルス感染症対策（検査体制等の強化）



【令和3年度5月補正予算額 1,098,650千円】

- 1 目的
- 変異株の影響による感染拡大に即応するため、変異株のサーベイランス（監視）体制を強化し、変異株の早期探知による封じ込めを図るとともに、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費等の支援の充実を図る。
- また、学校等において複数の感染者が発生した際、広範に検査を実施することにより、感染状況を早期に把握し、感染拡大の防止と県民の一層の「安心」につなげる。

2 事業内容

（1）変異株のサーベイランス体制の強化 71,000千円

- 変異株の流入状況を早期に探知し封じ込めるため、民間検査機関等の活用による変異株のサーベイランス体制の強化を図る。

（2）検査体制及び入院医療費等の充実・強化 577,650千円

- 変異株の影響による感染拡大に即応するため、PCR検査体制を強化させるとともに、感染症患者の入院医療費等の支援の充実を図る。

（3）新学校等における一斉検査の実施 450,000千円

- 学校等において、複数の感染者が発生した際、幅広く検査を実施することにより、感染を早期に発見し、感染拡大の防止を図るとともに、家庭内等での二次・三次感染を未然に防止することで、県民の一層の「安心」につなげる。

担当：感染症対策課

新型コロナウイルス感染症対策（医療提供体制の強化）



【令和3年度5月補正予算額 948,000千円】

1 目的 新型コロナウイルス感染症への対応として必要となる医療提供体制を確保するため、コロナ疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関の感染拡大防止支援及び軽症者等療養施策の拡充を図る。

2 事業内容 **（1）救急・周産期・小児医療機関の感染拡大防止等支援 250,000千円**

- 感染疑い患者が受診した場合に、外来診療や必要に応じ入院診療を行うことができるよう、救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策を支援する。
 - ・ 設備整備、消耗品の購入等に対する補助

（2）軽症者等療養施策の拡充 698,000千円

- 新たな宿泊療養施設の運営、自宅健康観察支援の実施により、軽症者等の療養環境を総合的に整備する。
 - ① 新たな宿泊療養施設の稼働による宿泊療養受入の増
 - ② 自宅で健康観察を行う方に対するフォローアップ施策の充実
 - ・ 医師会と連携し、自宅健康観察者の医療的サポートを行う「かかりつけ医」、
「サポート医師」等とのマッチング
 - ・ 自宅での健康観察を支援する食料品・日用品等の配布

新 コロナに負けない！女性つながりサポート事業



【令和3年度5月補正予算額 15,000千円】

1 目的 新型コロナの感染拡大により孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、地域女性活躍推進交付金の新たな追加措置（「つながりサポート型」）を活用し、NPOをはじめとする民間団体の知見や能力を活用したきめ細やかな支援を実施する。

- 2 事業内容**
- (1) 新 オンライン相談業務** 3,728千円
 SNSやWEB会議サービスを活用し、ピアサポーター（同じような立場や境遇、経験等を持つ人）によるオンライン相談を実施する。
 - (2) 新 アウトリーチ支援業務** 320千円
 必要とする方に、ピアサポーターがアウトリーチ支援（訪問支援）を行い、関係機関へ同行するなど、よりスムーズに支援に繋げる。
 - (3) 新 居場所づくり業務** 1,280千円
 地域の集会所等において、ピアサポーターによる相談スペースを設け、気軽に相談ができる居場所を提供する。
 - (4) 新 ピアサポーター養成業務** 1,000千円
 上記業務を支援するピアサポーターを養成するための研修を実施する。
 - (5) 新 生理用品の提供等** 8,672千円
 「生理の貧困」の状況にある方に、社会福祉協議会・学校・子ども食堂等を通して、生理用品の提供を行うとともに、相談の実施や相談窓口の案内等の支援に繋げる。

担当：男女参画・人権課

新 県内学生とくしまぐらし応援プロジェクト



【令和3年度5月補正予算額 12,000千円】

1 目的

長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、県内学生においては、「外出や移動の自粛」、「アルバイト先の営業時間短縮や休業による収入減」により、日々の生活に大きな支障が生じている。

また、県産食料品は、「需要の縮小」や「販路の喪失」など様々な影響を受けており、県産食料品の需要拡大を図る必要がある。

そこで、県内学生への「緊急的な生活支援」のため、県産食料品を購入し、学生に提供することにより、県産食料品を通じ徳島の魅力を感じていただくとともに、学生の「とくしまぐらし」を応援し、本県との「絆」を強化する。

2 事業内容

(1) 対象者

県内の大学、高専などの高等教育機関及び専修学校等に在籍する一人暮らしの学生

(2) 支援内容

- ① 県内事業者から県産食料品（米、加工品など）を購入
- ② 高等教育機関等に、購入した県産食料品を配布

(3) 学生への要請事項

- ① とくしま若者ポータルサイト「AWAIRO」への登録
- ② 県産品のSNS等での情報発信

担当：とくしまぐらし応援課

退所児童自立支援資金貸付事業



【令和3年度5月補正予算額 77,864千円】

1 目的 児童養護施設等を退所した児童のうち、保護者からの援助が得られず安定した生活基盤の確保が困難な児童や、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童の自立を支援するため、退所児童自立支援資金貸付事業を拡充する。

2 事業内容 児童養護施設等を退所した後に就職又は進学する者に対して、住居費、生活費及び資格取得費の貸付を行うため、貸付原資の積み増しを実施する。

<貸付対象者及び貸付額等>

①就職者

- ・住居費 貸付額：家賃相当額（月額上限29,000円程度）
貸付期間：2年 ※コロナの影響による場合は3年《拡充》
- ・生活費 貸付額：月額8万円 ※コロナの影響による場合のみ《拡充》
貸付期間：1年

②進学者

- ・住居費 貸付額：家賃相当額（月額上限29,000円程度）
貸付期間：正規修学年数
- ・生活費 貸付額：月額5万円
貸付期間：正規修学年数
※コロナの影響による場合1年間は月額8万円《拡充》

③資格取得希望者

- ・資格取得に要する費用の実費（上限250,000円）

※返還免除あり（一定期間、就業を継続した場合等）

生活福祉資金貸付金



【令和3年度5月補正予算額 610,000千円】

1 目 的 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯の当面の生活費を支援するため、受付期間を延長して特例貸付を実施する。

2 事業内容 (1) 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 (生活福祉資金貸付金) 610,000千円

○新型コロナウイルスの感染拡大の影響により収入が減少した方を対象に、緊急かつ一時的な生計維持のための生活費の貸付を実施 (緊急小口資金)

・最大20万円

○新型コロナウイルスの感染拡大の影響により収入が減少し、その収入減少が長期にわたることで日常生活の維持が困難になる方を対象に、生活の立て直しまでの一定期間の生活費の貸付を実施 (総合支援資金)

・貸付期間は「原則3か月以内」

※貸付期間の3月目において、引き続き生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯については、「更に3か月以内」の延長が可能

※令和3年6月末までに緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了し、なお生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯は、「3か月以内」の再貸付が可能

・最大180万円 (最大20万円/月×9か月)

○申請受付期間を「令和3年3月末」から「令和3年6月末」まで3か月間延長

住まいのセーフティネット緊急対策事業



【令和3年度5月補正予算額 3,200千円】

1 目的 新型コロナウイルス感染症の影響によって「離職を余儀なくされた方」や「収入が著しく減少した方」を対象として、公的・民間賃貸住宅を用いた「住まいのセーフティネット」による支援を行う。

2 事業内容 **(1) 県営住宅に入居されている方を対象とした家賃の減額**

県営住宅に入居していて、「離職された方」や「収入が著しく減少した方」に対し、減少後の収入に応じた家賃の減額を行う。

(2) 県営住宅の空き室の機動的な提供

県内に在住していて、「離職により住まいを失った方」や「収入が著しく減少したことにより住まいを失った方」（以下「県内離職者等」という。）に対し、市場家賃よりも低額な家賃となる県営住宅の空き室を提供する。

(3) セーフティネット住宅に入居する方を対象とした家賃の減額

家賃の減額を行う「セーフティネット住宅※」の大家に対して減額分の補助を行うことにより、県内離職者等が、低額な家賃で住宅を賃借できる環境を整備する。

※ 民間事業者や住宅供給公社が運営する賃貸住宅であって、「住宅確保要配慮者（低額所得者等）の入居を受け入れる住宅」として知事の登録を受けた住宅